

秋田県第二種特定鳥獣管理計画
(第2次イノシシ)

秋田県

令和4年3月

目 次

第1	計画策定の目的及び背景	1
1	目的	1
2	背景	1
第2	管理すべき鳥獣の種類	3
第3	計画の期間	3
第4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	3
第5	現状	3
1	生息動向	3
2	生息環境	5
3	捕獲状況	7
4	被害状況及び対策の実施状況	10
第6	特定計画の評価と改善	11
第7	管理の目標	11
1	個体群管理に関する指標と目標	11
2	農業被害の軽減に関する指標と目標	12
3	生活環境被害の軽減に関する指標と目標	12
第8	数の調整に関する事項	12
1	個体群管理の施策の考え方	12
2	個体群管理の施策の目標と指標	12
3	個体群管理の施策の実施内容	13
4	捕獲の担い手確保・育成に関する施策	13
5	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	14
第9	生息環境管理に関する事項	14
1	生息環境管理の施策の考え方	14
2	生息環境管理の施策の目標と指標	14
3	生息環境管理の施策の実施内容	14
第10	被害防除対策に関する事項	15
1	被害防除対策の施策の考え方	15
2	被害防除の施策の目標と指標	15
3	被害防除対策の施策の実施内容	15
第11	モニタリング等の調査研究	15
1	管理の目標に対応したモニタリング	15
2	各種施策の目標に対応したモニタリング	16
第12	その他管理のために必要な事項	16

1	特定計画の実施体制	16
2	各主体の役割分担と連携	17
3	鳥獣被害防止計画との調整	18
4	年度別実施計画の作成	18
5	錯誤捕獲対応の実施体制等	18
6	感染症及び安全対策の実施	19

第1 計画策定の目的及び背景

1 目的

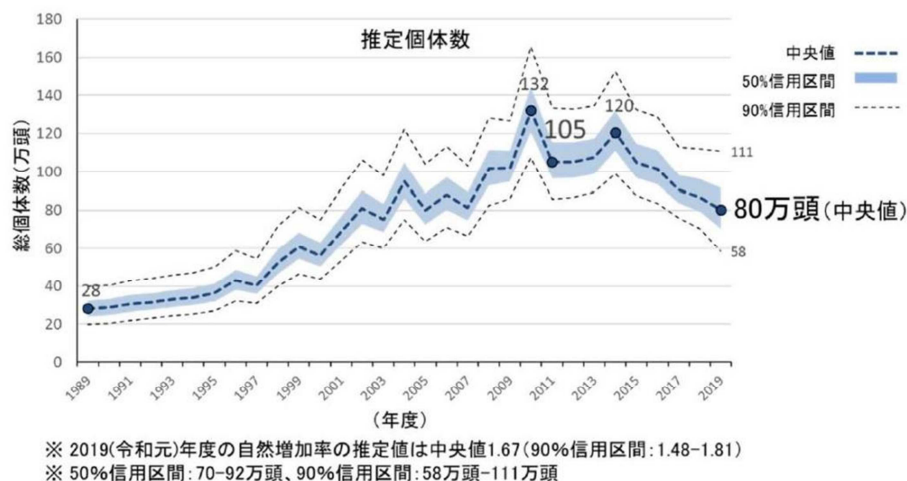
本県に生息するイノシシについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条の2に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより群れとして安定的に生息することを防ぎ、農林業、生活環境、森林生態系への被害や影響を最小限に抑えることを目的とする。

2 背景

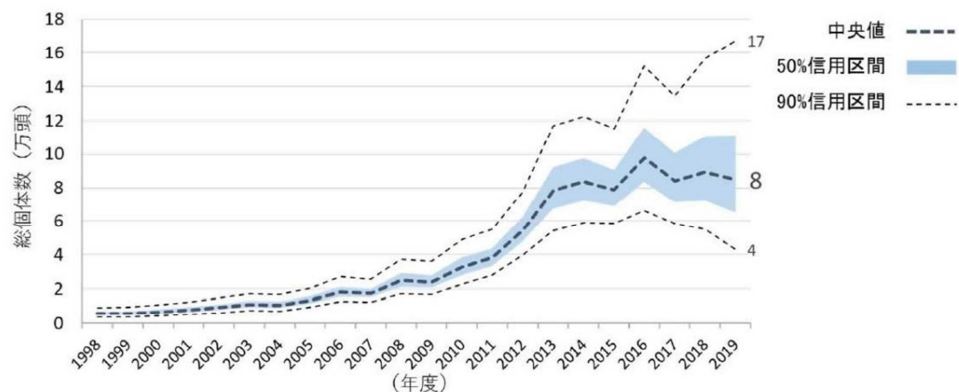
（1）全国の状況

環境省の調査により、昭和53年度調査から令和2年度調査の間で約1.9倍に全国の分布域が拡大していることが確認された。特に、これまでイノシシの分布空白域とされていた積雪地域（東北地方や北陸地方では明治期以前には生息が確認されている）や島嶼部でも生息が確認されるようになっている。

推定個体数は、全国で約80万頭（中央値、90%信用区間：約58万頭～111万頭、令和元年度）と推定されており、平成26年度をピークに減少傾向と考えられている（図－1）。このうち、東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）では、令和元年度末で約8万頭（中央値、90%信用区間：約4万頭～17万頭）と推定されている（図－2）。

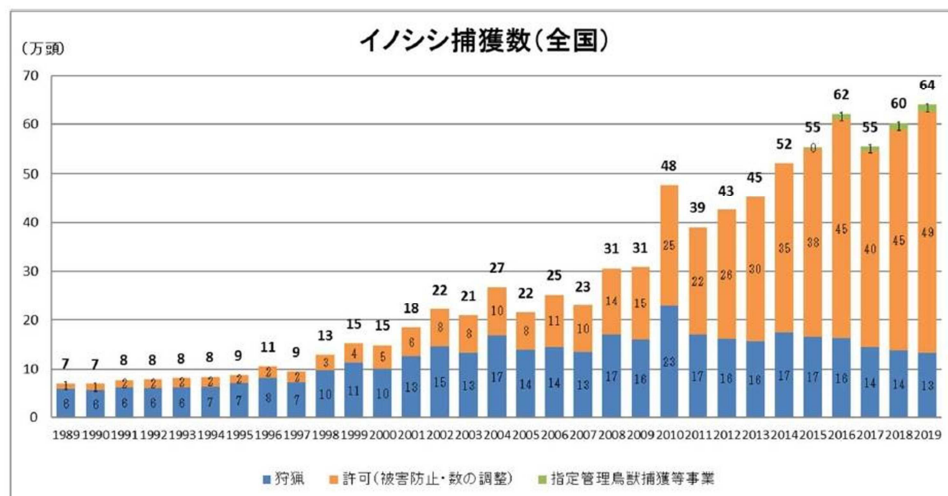


図－1 イノシシの推定個体数の推移（2021年環境省）



図－２ 東北地方におけるイノシシの推定個体数の推移（2021 年環境省）

捕獲数については、令和元年度で約 64 万頭となっており、近年増加傾向にある（図－３）。このうち、狩猟による捕獲数は、近年横ばい、あるいはやや減少傾向にあるが、被害防止の目的を中心とした許可捕獲は増加しており、全体の 7 割以上を占めている。



図－３ イノシシ捕獲頭数の推移（2021 年環境省）

農作物被害については、令和元年度で約 158 億円となっており、そのうちイノシシによるものは約 46 億円で、被害全体の約 3 割を占めている。また、北日本を除く全国各地で市街地出没やそれに伴う人身被害等の生活環境被害が発生している。

平成 25 年 12 月に環境省と農林水産省が「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を示し、イノシシの全国の生息頭数について、平成 23 年度の推定生息頭数を 10 年後の令和 5 年度までに半減させることを当面の目標とした。これにより、イノシシの捕獲強化が

進められ、捕獲頭数は平成 25 年度の約 45 万頭から、令和元年度には約 64 万頭までに増加している。さらに、令和 2 年 7 月には、この目標達成のためには計 20 万頭の捕獲数の上積みが必要とのことから、環境省と農林水産省から「シカ・イノシシの抜本的な捕獲強化通知」が発出され、全国的な集中捕獲キャンペーンのもと、イノシシの捕獲強化の推進が図られている。

(2) 本県の状況

イノシシは、本県を含む東北地方や北陸地方の多雪地帯では、積雪が分布域の拡大阻害要因とされ長年、分布の空白域となっていた。

本県では、平成 24 年 2 月に県南部の湯沢市秋ノ宮地区で 1 頭が狩猟で捕獲されて以降、交通事故等による死亡個体の回収や目撃情報が年々増え、その地域も急速に拡大し、平成 28 年までの 4 年間で県北部まで拡大している。捕獲数についても、近年急激に増加し、100 頭を超える状況となっている。

農業被害については、平成 28 年 6 月に県内で初めて確認され、その後の目撃等の増加に比例するように被害も増加し、令和 2 年度の被害額は約 270 万円となっているが、イノシシの生息頭数が多い宮城県や山形県、福島県よりは少額にとどまっている。

また、令和 3 年度に山形県（4、7 月）や宮城県（6 月）において野生イノシシから豚熱（CSF）の感染が確認されており、県内における豚熱（CSF）まん延防止の観点からも、捕獲圧の強化とともに調査監視（サーベイランス）強化の重要性が高くなっている。

第 2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ（*Sus scrofa*：亜種ニホンイノシシ及びブタとの交雑種を含む。）とする。

第 3 計画の期間

出没状況等から本県におけるイノシシについては、年次ごとの個体数変化が大きいと考えられることから、計画期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

ただし、社会情勢の変化等が生じた場合は適宜改定を行うものとする。

第 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

国指定鳥獣保護区を除く県内全域とする。

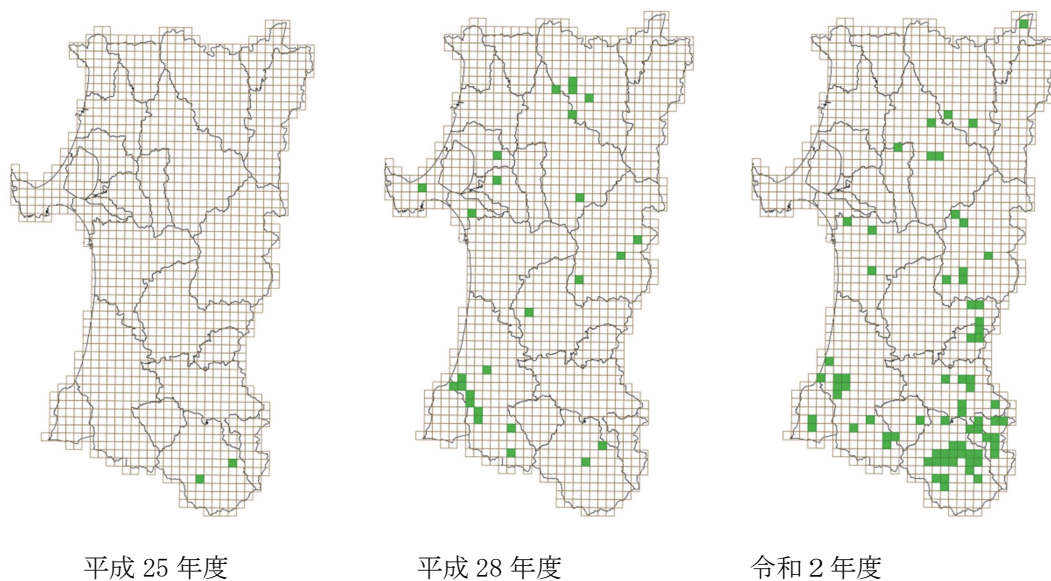
第5 現状

1 生息動向

(1) 分布状況

県内では平成24年2月に湯沢市で捕獲されて以降、捕獲や目撃は県南部のみであったが、平成27年11月には県北部の上小阿仁村でも目撃され、その後さらに北上し、平成28年5月に大館市、平成29年9月には鹿角市でも目撃されている。令和2年度には小坂町でも死亡個体が確認された。これにより、目撃地点は県全域に及び、平成23年度から令和2年度末までの累計で609頭の目撃情報等が寄せられている（図－4、表－1）。特に、宮城県・山形県と接する由利・雄勝地域での割合が全体の7割を占めており、両地域を起点として県内への分布拡大が進んでいるものと考えられる。

また、県北の鹿角市や大館市でも目撃情報等があり、奥羽山脈を越えて岩手県側から侵入していることも考えられる。



図－4 目撃等箇所の推移（捕獲や死亡個体の確認箇所を含む）

表－1 目撃頭数と捕獲頭数の推移

（単位：頭）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	合計
目撃数	1	2	2	3	8	39	36	74	109	174	448
捕獲数	1	0	0	2	0	3	7	28	5	115	161
合計	2	2	2	5	8	42	43	102	114	289	609

※目撃数に死亡個体含む

(2) 生息密度

令和3年度に県内における生息状況を把握するため、痕跡密度調査を実施した結果は次のとおりとなっている。現時点で比較対象できる数値はないが、引き続き、県内における生息状況を調査し、増減傾向について把握していく必要がある。

痕跡密度 0.84 箇所/3km メッシュ (※)

※発見した痕跡総数÷調査メッシュ数により算出。

調査メッシュ (82 メッシュ) について、8～10 月に月 1 回以上調査を実施。メッシュごとの痕跡数は、調査回数 (3～5 回) で割り返した平均値を用いた。

2 生息環境

(1) 自然環境と土地利用等

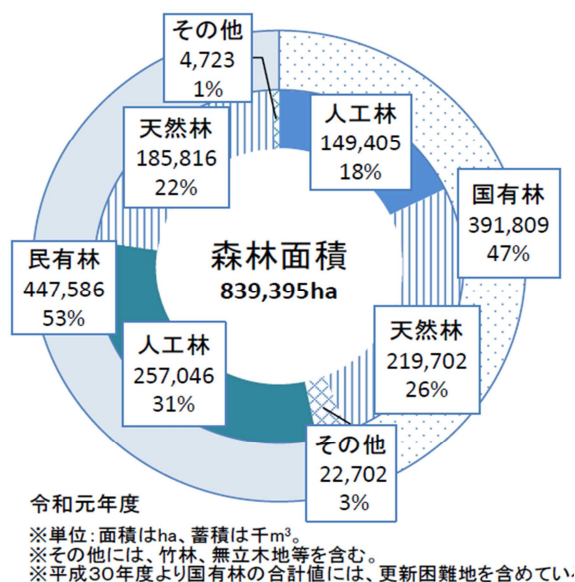
イノシシが生息し得る主な土地利用区分は、森林や農地とされているが、本県の土地利用面積では県土の 81%がこれにあたる (表-2)。

表-2 秋田県の土地利用面積

(単位:ha、%)		
区分	面積	構成比
総数	1,163,752	100%
うち森林面積	839,395	72%
うち農地面積	105,349	9%

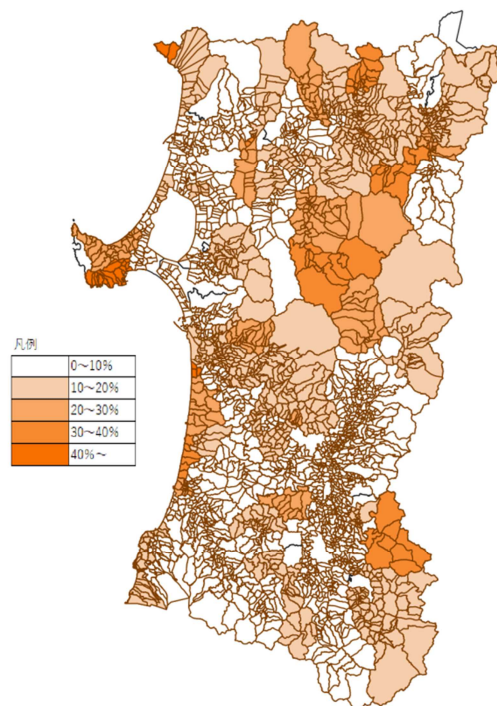
(出典：令和2年度版秋田県林業統計)

また、森林面積 839,395 ha のうち、イノシシの生息に適していると考えられる広葉樹林を含む天然林は、民有林と国有林を合わせて 405,518ha となり、全体の 48% を占めている。このため、県内の広範な森林の地域でイノシシの生息が可能と考えられる (図-5)。



図－５ 県内の森林面積

(出典：令和２年度版秋田県林業統計)



図－６ 県内の耕作放棄地割合

(出典：2015 農林業センサス)

また、近年、人口減少や高齢化の進行に伴い、耕作放棄地が増加しており、過去10年間で荒廃農地が3倍以上に増えている。こうした場所がイノシシの生息に適した環境になりつつあることも考えられる（表－３、図－６）。

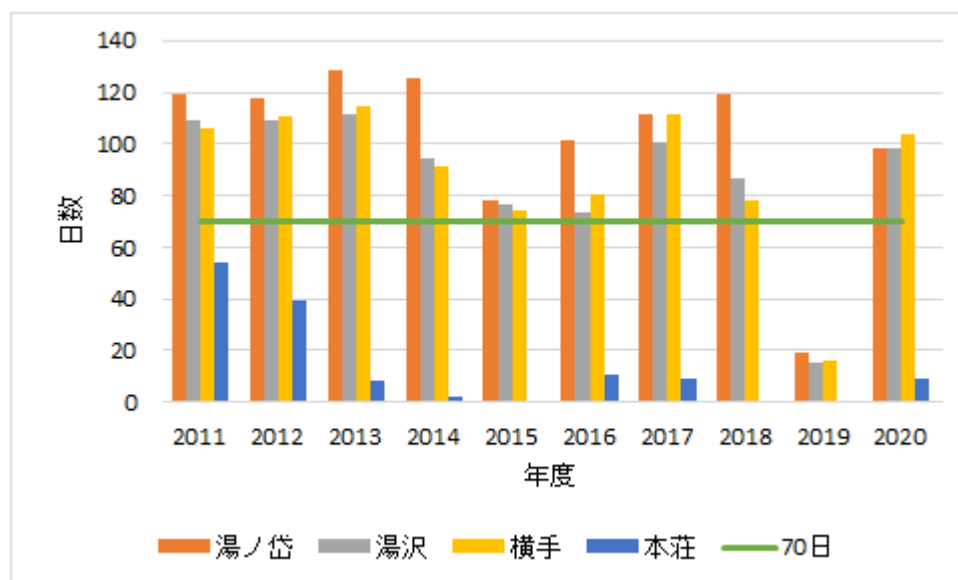
表－３ 県内の荒廃農地面積の推移（出典：農林水産省）

(単位：ha)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
荒廃農地面積計	305	385	501	499	431	413	475	510	764	840	1,030

イノシシについては最大積雪深が30 cm以上の日が70日以上続くことが生息を制限する目安と言われている（出典：第2回自然環境保全基礎調査動物分布調査報告書）。過去10年間の主な観測所の気象データから、積雪深が30cm以上あった日数を図－７に示した。なお、4月については前年度のデータに算入している。しかしながら、雪の少ない海岸部（本荘）を除き、令和元年度以外の全ての年で積雪30cm以上の日数は70日以上に達している。県南部の多雪地帯においてもイノシシが生息していることから考えると、本県においては最大積雪深はイノシシの生息を制限する要

因とはなっていないことが示唆される。ただし、積雪深が制限要因になっていないとしても、積雪が少ないほどイノシシは生息しやすく、分布を拡大させやすくなるものと推測される。令和元年の少雪はイノシシの分布拡大に正の影響を与え、その結果として翌年の捕獲数が増加した可能性が考えられる。



図ー 7 県南における主な観測地点の積雪深 30 cm 以上の日数

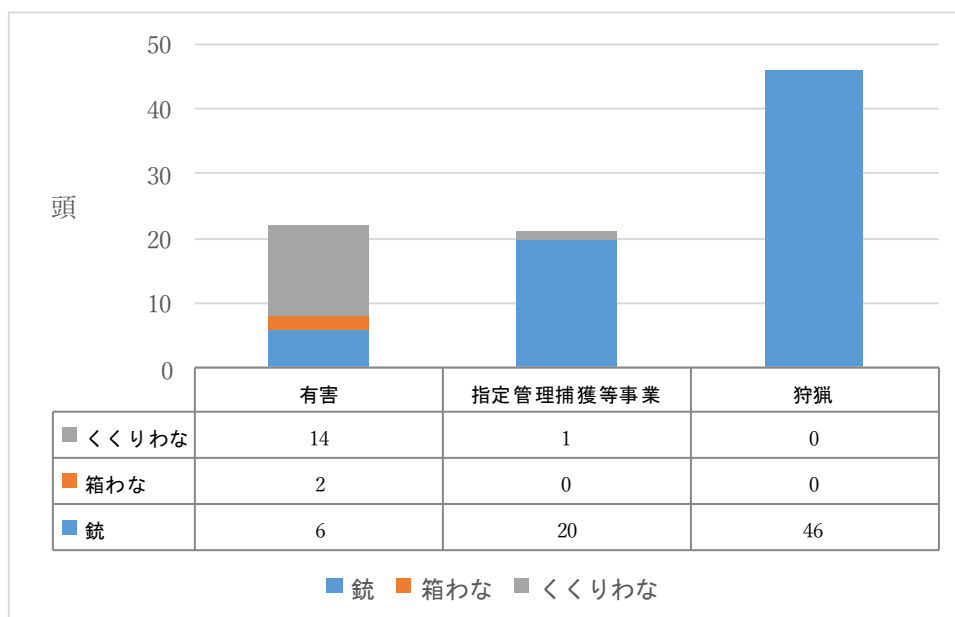
3 捕獲状況

(1) 捕獲の現状と動向

平成 24 年 2 月に湯沢市秋ノ宮地区において、本県で初めて狩猟により捕獲され、その後数年間は数頭の捕獲にとどまっていたが、平成 30 年度に 28 頭と前年の 4 倍となり、令和元年度は下がったものの令和 2 年度には 115 頭の捕獲数となった。(表ー 1)。その捕獲区分については、狩猟による捕獲が 71 頭、有害捕獲による捕獲が 23 頭、県が行う個体数調整捕獲（以下、「指定管理鳥獣捕獲等事業」という。）によるものが 21 頭となっている。令和元年度以前は有害捕獲と狩猟による捕獲が主であったが、令和元年度からは指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲が増加している。

また、地域別では令和 2 年度は湯沢市 51 頭 (44%)、横手市 20 頭 (17%)、由利本荘市 14 頭 (12%)、仙北市 11 頭 (10%) となっており、県境部に近い自治体での捕獲が多くなっている。

捕獲手法別では、捕獲調書から把握できた 89 頭を集計すると、図ー 8 のとおりとなった。



図－８ 令和２年度の捕獲方法別内訳

(２) 捕獲個体に関する情報

令和２年度に捕獲された１１５頭のうち、捕獲調書等で把握できた１０７頭の内訳は表－５、６のとおりとなっている。

捕獲頭数が多いのは１２月以降の積雪期で、性別ではオスの方がメスより捕獲頭数が多くなっている。捕獲調書では幼獣、成獣の区分を設けていなかったが、体重２５ｋｇまでを幼獣と仮定（出典：環境省イノシシの保護及び管理に関するレポート（平成２８年度版））すると、幼獣の捕獲は２１頭の捕獲だった。

表－５ 令和２年度の月別捕獲頭数

(単位：頭)													
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
頭数	2	0	1	2	3	10	3	7	15	40	21	3	107

表－6 性別、体重別捕獲頭数一覧

(単位：頭)

体重 (kg)	オス	メス	不明	合計
～25	8	12	1	
26～50	23	19	0	
51～100	20	13	0	
100～	6	0	0	
不明	3	0	2	107
計	60	44	3	

※体重についてはほとんどが推定値（実測値ではない）である。

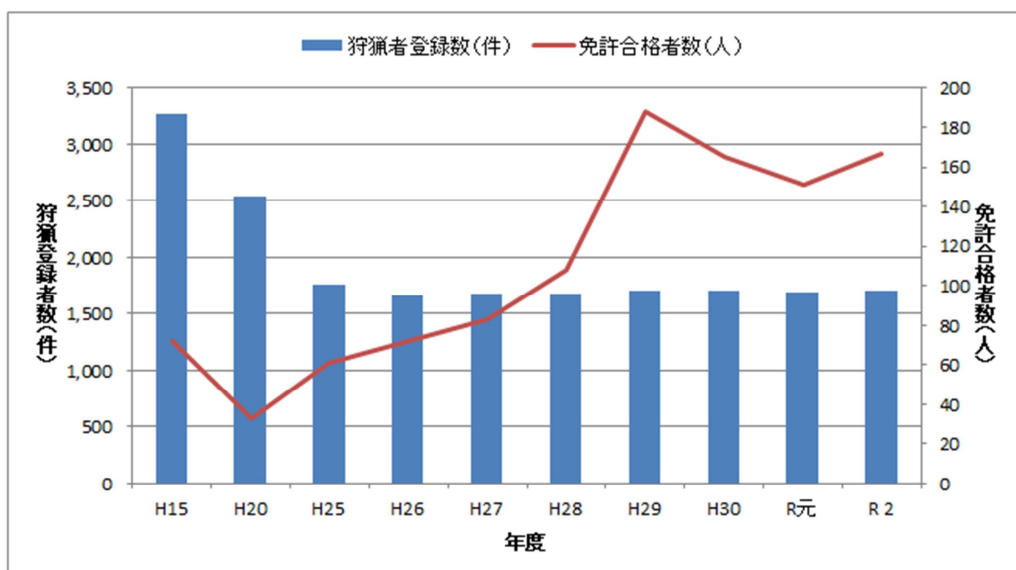
(3) 捕獲の担い手に関する状況

本県では、由利、雄勝管内を中心に徐々に狩猟により捕獲する習慣が定着しつつあるが、長らくイノシシが県内に分布していなかったため、イノシシの生態や行動、捕獲時の動きなどの知識や捕獲技術に精通していない狩猟者が多い。このため、捕獲技術の向上を図ることを目的とし、県がくくりわなによる捕獲技術の講習会やスラッグ弾実技講習などを開催している。くくりわなについては、雄勝地域での取組を県内各地に普及を図っており、それにより、他地域においてもくくりわなによる捕獲実績に結びつくなど一定の効果が始まっている。

また、狩猟者の高齢化・減少傾向が続く中において、狩猟による捕獲圧を高めるためには、若い狩猟者の育成・確保が必要である。本県では平成29年度から狩猟免許取得や銃の購入経費に対する補助を実施しており、令和2年度までの4年間で延べ205人、358件の助成を行っている。これらの施策により、狩猟者登録数の減少に一定の歯止めをかけることができていると考えられる（表－7、図－9）。

表－7 新規狩猟免許合格者の推移

年度	H15	H20	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
狩猟者登録数(件)	3,255	2,537	1,758	1,660	1,671	1,669	1,692	1,700	1,689	1,694
免許合格者数(人)	72	33	61	72	83	108	188	165	151	167



図－9 狩猟者登録数と狩猟免許合格者の推移

4 被害状況及び対策の実施状況

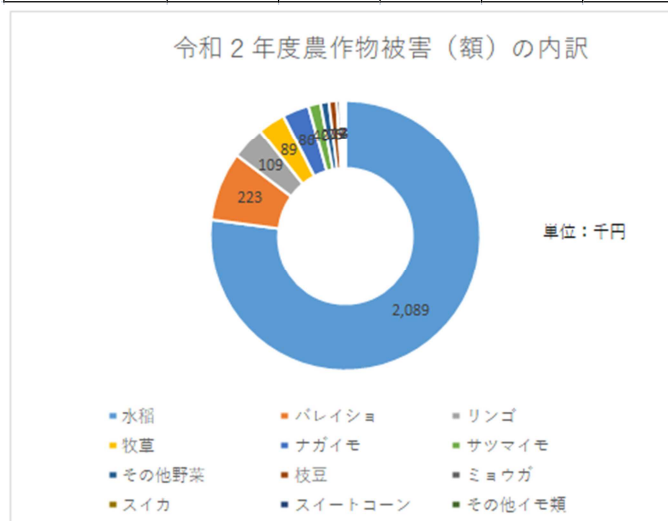
(1) 被害発生の経緯と現状

平成 28 年 6 月に三種町でバレイショ畑が掘り起こされた事例が、本県において最初に確認された農業被害である。その後も県南部を中心に水稻やバレイショ、サツマイモなどの被害が増加傾向にあるほか、畝や畦畔の掘り起こし等の被害が出ている(表－8、図－10、11)。

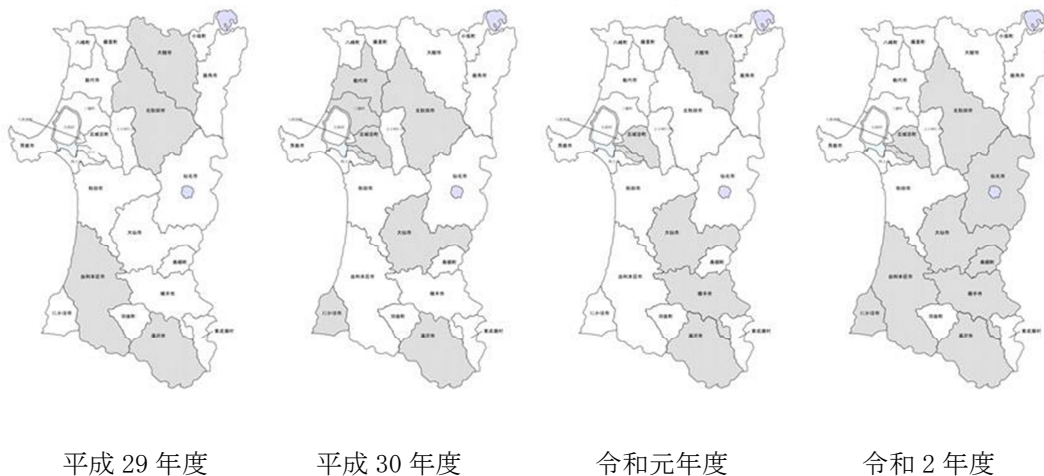
表－8 農作物被害の推移

(単位：ha、千円)

年度	H28	H29	H30	R元	R2
被害面積	－	0.54	3.60	7.29	16.71
被害金額	－	22	2,177	1,175	2,719



図－10 令和2年度農作物被害の内訳



図－1 1 農業被害発生市町村の推移

(2) 被害防除対策の実施状況

県内ではイノシシの有害捕獲が実施されており、令和 2 年度は 34 頭が有害捕獲により捕獲されており、増加傾向にある。

また、市町村においては、鳥獣被害防止対策総合事業等を活用するなどして、鳥獣被害防止の対策を実施している。このうち、市町村が策定する被害防止計画において、県内全ての市町村がイノシシを対象獣種としている。

第 6 特定計画の評価と改善

第 1 次計画では、捕獲個体数を管理目標とはせず、捕獲圧をかけることで生息域の拡大及び個体数増加の防止を図ることを目標としており、捕獲圧の強化に向けて、令和 2 年度から狩猟期間の拡大（11 月 1 日から 3 月 15 日）を実施した。

延長した期間内での捕獲頭数は 10 頭となっており、狩猟による捕獲数 47 頭に対して 21.2% を占めたことから、期間延長は一定の効果があったものと考えられる。

また、指定管理鳥獣等捕獲事業では目標とした 20 頭を達成できており、捕獲事業に携わる者の捕獲技術の向上が進んでいる。

第 7 管理の目標

1 個体群管理に関する指標と目標

本県はイノシシの分布域が拡大しつつあるが、長年、イノシシが生息しない環境下で農林業が行われ、生態系が成立してきた地域である。

イノシシは放置すると過剰に増加し、農業被害の拡大を招くおそれがあることから、本計画ではイノシシが群れとして安定的に生息しないように捕獲圧を強化することで個体数の増加、分布の拡大を抑制していくことを目的とする。

2 農業被害の軽減に関する指標と目標

本県では県南部を中心に水稻やバレイショ、サツマイモ等への被害が発生しており、分布域の拡大に伴い農作物被害も徐々に増加傾向にある。

イノシシが増えると農作物被害も比例して増えていくことが他県の例からも示されており、各種防除対策と併せて、イノシシの生息密度（痕跡密度）を低減することで農業被害の軽減を図っていくことが必要である。

このため、個体群管理と併せて農業被害（面積）について現状から低減させていくことを目標とする。

現状：16.71ha

目標：15ha

3 生活環境被害の軽減に関する指標と目標

本県ではイノシシによる生活環境被害は発生していないため、本計画での指標と目標は定めない。なお、生息頭数が増えるなどにより、生活環境被害発生のおそれが出た場合は、適宜、検討していくこととする。

第8 数の調整に関する事項

1 個体群管理の施策の考え方

第7の1で述べたとおり、本県では長らくイノシシが分布していない状況が続いてきたが、県南部を中心に生息頭数が増加しつつあり、侵入初期段階から定着段階に移行しているものと考えられる。しかしながら、他県のように生息密度が高い状態にはまだなっていないことから、狩猟や有害捕獲に加えて個体数調整を行うことで、個体群としての定着を防ぎ、低密度状態を維持していく。

また、農業被害の軽減のためには、農地周辺で加害している個体を群れごと捕獲すること、また、生息頭数を押さえるには成獣のメスの捕獲が効果的とされていることから、こうした個体の捕獲に取り組んでいく。

2 個体群管理の施策の目標と指標

個体数調整のための捕獲を行うことで、イノシシの生息密度（痕跡密度）を現状から低減させていくことを目標とする。なお、生息密度（痕跡密度）と併せて、分布状況についても指標として活用していくため引き続き、把握していく。

現状：0.84 箇所/3km メッシュ

目標：0.67 箇所/3km メッシュ（2割減を目標とする）

3 個体群管理の施策の実施内容

個体群管理のための捕獲圧の強化を以下の（１）～（３）により図ることとし、捕獲に当たっては、出猟カレンダーによる努力量と捕獲効率の把握とともに、捕獲調書により捕獲個体の情報収集を行い、施策の検証に活用していくこととする。

（１）狩猟による捕獲圧強化

狩猟行為による捕獲圧の強化を図るため、第１次特定鳥獣管理計画で導入した狩猟期間の延長を継続する。

【狩猟期間】

通常 11月1日から2月15日まで

延長 11月1日から3月15日まで

また、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針について（農林水産省）」に基づく捕獲重点区域においては鳥獣保護区内でもイノシシの捕獲が可能となるよう、その他の鳥獣への影響も鑑みながら、必要に応じて鳥獣保護区を法第12条第2項に基づく狩猟鳥獣捕獲禁止区域（狩猟鳥獣の捕獲を禁止するが、例外として捕獲可能な狩猟鳥獣を指定できる区域）に変更し、捕獲を推進していくものとする。

（２）有害捕獲による捕獲圧強化

有害捕獲については市町村が主体となって狩猟期間以外（３～10月）を中心に実施しているが、定着した個体による継続した農業被害が発生しないよう、優先的に農地周辺での有害捕獲を実施するとともに、被害が発生していない地域においても予察捕獲（被害を未然に防止するために実施する有害捕獲）を推進する。

有害捕獲にあつては、前述のように捕獲位置等についての情報も収集していくものとする。

（３）指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲圧強化

第8の5による。

4 捕獲の担い手確保・育成に関する施策

低密度地域である本県に適した安全かつ効率的な捕獲技術の習得に必要な支援を実施する。特に、今後は農地周辺でのわなによる捕獲の増加が想定されるため、わなに関する実技講習会を開催し、知識の普及を図っていく。

また、農作物被害対策の推進を図るため、侵入防止柵の設置及び管理並びに集落点検等を担う指導者（市町村、農業協同組合の担当職員等）を育成する研修等を実施する。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

狩猟や有害捕獲に加えて、個体数調整を目的とした捕獲圧強化のため、次により県が実施主体となる捕獲を実施する。なお、詳細については毎年度策定する指定管理捕獲等事業に関する実施計画において別途定めるものとする。

(1) 実施期間

第3の計画の期間内とし、原則として1年を超えないこととする。

(2) 実施区域

第4の第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域とする。

(3) 目標

イノシシの生息が確認されている地区を中心に捕獲圧を強化し、個体数調整のための捕獲を行い個体群としての定着を防ぐ。

(4) 実施方法及び実施結果の把握並びに評価

委託事業により実施し、実施結果の把握は委託事業の完了報告により行い、評価は秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会において行う。

(5) 実施者

秋田県

第9 生息環境管理に関する事項

1 生息環境管理の施策の考え方

本県ではイノシシが生息しうる森林や農地が県土の8割以上を占めており、イノシシが生息しにくいような環境の管理は困難である。従って、イノシシが生息している状況下で農業被害を防止するため人里周辺にイノシシが寄りつきにくい環境管理を行うこととし、里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理を進めていく。

2 生息環境管理の施策の目標と指標

イノシシが寄りつきにくい環境管理を行うには、イノシシが出没している地域の集落が一丸となって面的に取り組むことが必要である。このため、集落を取り巻く環境などの現状把握を行うこととし、この集落点検を実施する集落数の増加を図る。

【集落点検の実施数】

現状：2集落（令和2年度実績）

目標：10集落

3 生息環境管理の施策の実施内容

イノシシは、耕作放棄地などにある雑草や廃棄物、森林の下層植生、集落内及び周辺里地の放置果樹も採餌の対象にすることから、集落周辺の除草や農地における廃果実の除去、林縁部の緩衝林の整備、放置果樹の伐採など、農地周辺における生息ににくい環境づくりの取組を進めるための集落点検を実施する。実施に当たっては、農林部局における取組と連携しながら行う。

第10 被害防除対策に関する事項

1 被害防除対策の施策の考え方

イノシシによる農業被害の防止については物理的な侵入防止柵の設置が効果的であるが、個々の農家による取組に加えて、地域ぐるみや組織的に行う面的な対応がより効果を発揮する。適切な防除対策を実施し、農地への侵入防止、農地周辺での餌資源を低減することは、加害個体の効果的な捕獲にも有効であるため、加害個体の捕獲等と併せて、こうした被害防除の取組を推進していく。なお、この取組はイノシシだけに限らず、本県で多いツキノワグマや今後増加が懸念されるニホンジカによる農林業被害への防除にも必要となる。

2 被害防除対策の施策の目標と指標

被害防除については、市町村が主体となって取組を進めていることから、これを推進していくものとする。なお、現状では市町村における被害防除の中心はツキノワグマ対策が主であるが、被害防除の取組はイノシシや他の鳥獣にも共通するものである。このため、市町村と連携しながら、イノシシも含めた被害防除対策を実施する市町村数の増加を目指す。

【イノシシ対策を考慮して被害防除対策を実施している市町村数】

現状：20 市町村

目標：イノシシによる農業被害が発生してる市町村全て

3 被害防除対策の施策の実施内容

市町村が主体となった防護柵等による予防を中心に、集落点検と併せて生ゴミや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等や、イノシシが出没しにくいように刈払いなどの環境管理を推進する。

第11 モニタリング等の調査研究

1 管理の目標に対応したモニタリング

(1) 個体群に関するモニタリング

イノシシの痕跡密度の調査を実施し、各地域における増減傾向を把握する。

なお、これまで実施している目撃情報についても重要な分布情報であるため、引き続き情報収集を行っていく。

併せて、出猟カレンダー等による捕獲数や捕獲効率、目撃効率等も個体群に関するモニタリングに活用する。

(2) 農業被害の軽減に関するモニタリング

毎年の被害状況について情報収集するほか、農林部局と協力して被害防除対策の実施状況等を把握する。

2 各種施策の目標に対応したモニタリング

(1) 個体群管理に関するモニタリング

捕獲数等の情報のほか、捕獲個体の性別、齢区分、成獣メスの捕獲状況等を捕獲調書から把握する。併せて、出猟カレンダー等により捕獲情報の収集を行う。

(2) 生息環境管理に関するモニタリング

農地周辺における生息しにくい環境づくりの取組（集落点検）や、被害防除対策の実施状況について情報収集を行う。

(3) 被害防除に関するモニタリング

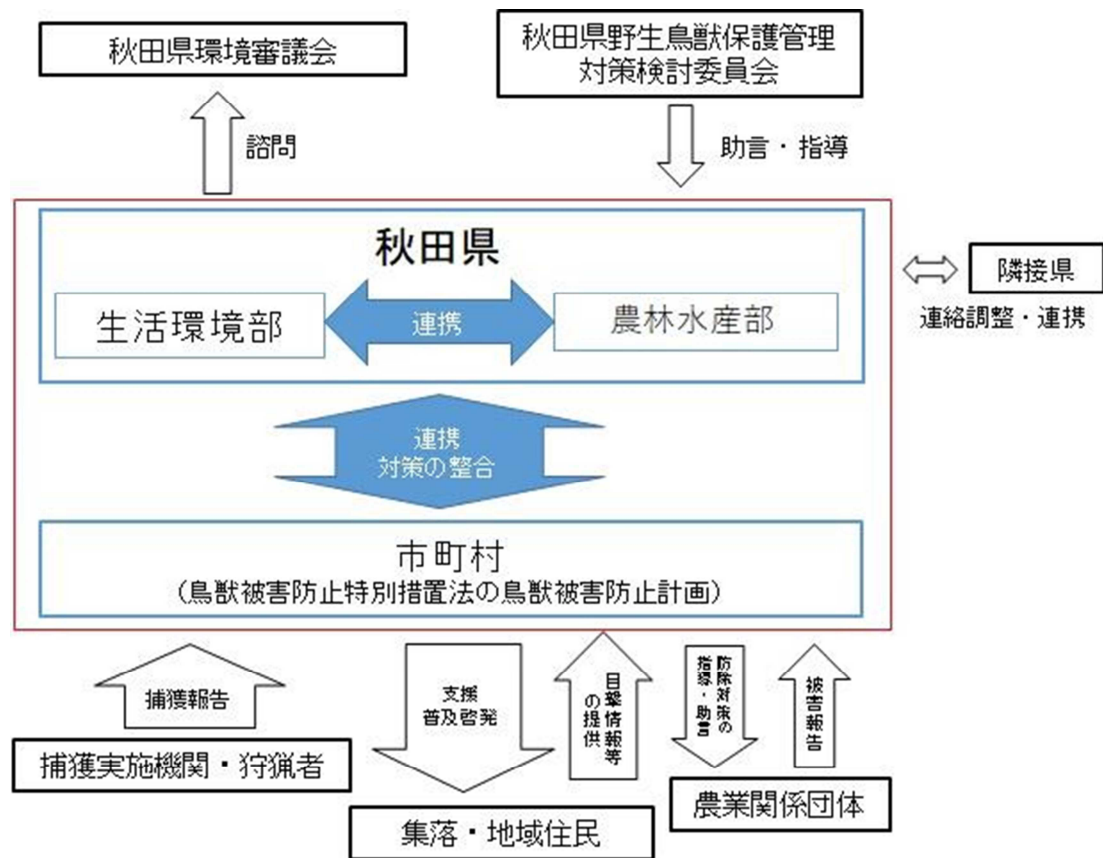
上記（2）と併せて、被害防止対策の実施状況について実績等を把握する。

第12 その他管理のために必要な事項

1 特定計画の実施体制

管理計画の目標を達成するため、地域住民の理解と協力を得ながら、県、市町村及び関係団体等の緊密な連携の下に、被害管理や生息環境管理等の施策の実施に取り組む。

（図－12）。



図－１２ 管理の実施体制図

２ 各主体の役割分担と連携

（１）県の役割

自然保護課は本計画を策定し、県全体の管理目標を設定する。そして、他の関係行政部局、地域住民、民間団体等の各主体が実施する取組の調整を行うとともに、目標達成のために必要な施策を主体的に実施する。

農林業被害対策や豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）対策については、農林水産部と分担して実施する。

鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画（以下「被害防止計画」という。）が、鳥獣保護管理事業計画及び特定計画と整合性が取れたものであるかを確認して、市町村との連携に一層努める。

また、イノシシは他県にも広域的に分布していることから、隣接県や関係する国の機関との連携を図る。

加えて、これらの取組状況や調査結果などを広く県民に公表し、イノシシ対策についての考え方や取組についての普及を図る。

(2) 市町村の役割

農業被害については被害防止計画を策定し、鳥獣被害防止総合対策事業を活用して、県と連携して被害防止計画に基づく個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る地域ぐるみの取組を実施する。また、有害捕獲等の結果に関する情報は、個体動向等の重要な基礎資料となることから、定期的に県に報告する。

(3) 集落・地域住民の役割

個々の農地は地域住民が、集落全体は集落が主体的に被害防除対策を実施する。

なお、個々の農業従事者が対策を実施するよりも集落ぐるみで対策を実施することが効果的な場合については、行政と連携しながら取り組むものとする。

具体的には、防護柵の設置・管理、藪の刈り払い、誘引物（廃棄農作物や放棄果樹の管理）の除去は集落・地域住民が主体となっていく。

その他、目撃情報等について県や市町村に随時情報提供を行う。

農業協同組合等は組合員に対し、被害防除技術の普及啓発や各種助成制度活用の情報提供を行う。

3 鳥獣被害防止計画との調整

市町村が策定する被害防止計画と本計画は「農林業被害・生活環境被害あつれきの軽減」において共通の目的を有しており、かつ、イノシシの捕獲区分の一部は実施主体が市町村となることから、両計画における施策について整合を図っていくものとする。

具体的には、痕跡密度や捕獲状況など俯瞰できる情報をとりまとめる県が、それらの情報を提供し、市町村における被害防止計画の策定を支援する。

また、市町村は鳥獣被害防止計画に基づき、県から提供された情報やこれまでの事業実績、確保可能な予算等を踏まえて被害防止に必要な捕獲に努める。

県は市町村による有害捕獲状況や、狩猟による捕獲数を考慮した上で、指定管理事業等による捕獲圧強化の目標を設定する。

4 年度別実施計画の作成

本計画を具体的に実行していくため、第8の5による年度別実施計画を作成するものとし、年度ごとに前年度の実績等を踏まえて目標値を設定する。評価については、翌年度に実績を踏まえて行い、逐次見直し等を反映させるとともに、本計画の目標達成のために必要な予算措置に努めるものとする。

5 錯誤捕獲対応の実施体制等

今後、わなの使用数の増加により、錯誤捕獲の発生（特にツキノワグマがわなにかかった際の人身被害の発生）が懸念されるため、錯誤捕獲が起こりうる事態を想定した危

機管理に関する技能や知識の普及を図っていくこととする。

(1) 錯誤捕獲の予防

錯誤捕獲を予防するため、捕獲従事者等への指導の徹底を図ることとし、くくりわなを使用する場合は、以下の措置をとることとする

- ① わなの設置後は毎日見回りを行い、足跡等の痕跡からツキノワグマ等の利用の有無を確認する。
- ② くくりわなを設置した付近で、特にツキノワグマの利用が確認された場合は、くくり罠を移動又は撤去する。

(2) 放獣体制の整備等

錯誤捕獲が発生した場合は、速やかに最寄りの地域振興局農林部森づくり推進課へ連絡するものとし、関係者で対応を協議しながら放獣を実施する。また、放獣に備え、対応体制の体制整備を図る。特に、ツキノワグマの放獣については哺乳類学会の「クマ類の放獣に関するガイドライン」を参考とする。

(3) イノシシ等の飼育管理の徹底（放獣の禁止、逃亡防止策の徹底）

豚が野外に逃げるおそれがある状態で飼育することは、イノシシとの交雑等による個体数増加につながることから、県の関係部局や関係機関が連携して適正な飼育について普及啓発や指導に取り組む。

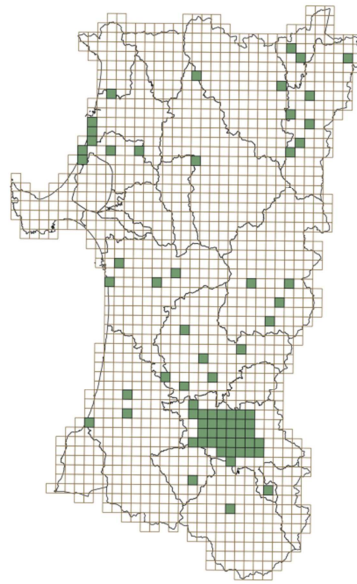
また、イノシシについては原則として飼育を目的とした捕獲は許可しないものとする。

6 感染症及び安全対策の実施

(1) 防疫措置の実施内容及び実施体制、状況把握

全国各地で豚熱（CSF）が発生し、東北でも野生イノシシへの感染が確認されており、野生イノシシへの経口ワクチンの投与も開始されている。

本県では令和3年12月現在、豚熱の発生は確認されていないが、野生イノシシの感染状況を把握するため、農林水産部が捕獲個体からの試料提供による調査監視（サーベイランス）を継続して実施する。併せて、へい死体については生活環境部が調査監視（サーベイランス）を実施し、情報収集に努めていく。



(参考) 秋田県内の養豚場配置メッシュ (農林水産部まとめ)

(2) 人獣共通感染症への注意喚起

イノシシとの人獣共通感染症としては、ダニが媒介する重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) 等の感染症や、経口によるブタ回虫やE型肝炎などの感染症がある。こうした感染症を防ぐためにも、捕獲に従事する際にはダニに刺されにくい服装等で臨むことや、解体作業時には手袋を着用すること、肉等を食す場合は十分に加熱することなどを各種研修会等で注意喚起を図っていく。